



平成29年3月17日、福島地方裁判所郡山支部では、ふるさとを返せ！津島原発訴訟第6回口頭弁論期日が、郡山市民文化センターでは、第6回裁判集会在行われました。さらに、4月7日・8日には、三浦海岸で原告団・弁護団合同の合宿が行われました。

## 原告団・弁護団合同合宿1日目の報告

### 弁護士 澤藤 大河



若手が合宿の運営を任されました。皆、忙しい中でしたが、原告団も弁護団も多くの方が忙しい中参加する貴重な機会です。実のある合宿にするために、発表の分担をして準備しました。

今回の合宿では、福島原発事故についての初の集団訴訟の判決となった、3月17日前橋地裁判決をどう評価し、どうやって、我々の訴訟に生かしていくか検討することが、重要なポイントでした。

当日、まず、4月2日にプラザエフで行われたJEC・公害弁連共催シンポで、どのような発表がなされたのか、若松弁護士と澤藤が報告を行いました。その後、岡崎弁護士が、三井弁護士作成のレジュメに基づき損害論について、西沢弁護士が、津島訴訟において今まで責任論をどのように主張してきたのか、概要を手際よく報告しました。続いて、梶原先生が、極めて精緻な群馬判決の分析結果を発表し、意見交換に移りました。

大塚弁護士からは、津島訴訟において、原状回復を請求する上で、原発訴訟の特殊性を十分に主張する必要があるとの指摘があり、白井弁護士からは、今までの公害訴訟も地域破壊があり、やはり同じように苦しんで切り開いてきたとの指摘がありました。

また、原告団からは、一体本当に除染などできるのか、どうやってやるのか、判決をもらったとしてもどうなるのかという率直な疑問が提起されました。

若い弁護士から見ても、これだけの力量のあるベテラン弁護士が、本気で議論をする場にいられることは貴重な機会です。原告が、忌憚なく弁護士に意見を言える津島訴訟の弁護団と原告団の関係も、大変珍しいと感じました。



夕食は、会場が三浦ですから、三崎のマグロが持ち込まれ、大変盛り上がりました。参加者の

全員の自己紹介では、原告だけでなく、弁護士まで感極まって涙ぐむ場面も。理論派と思っていた弁護士があんなに熱い思いを持つ方だったのかと、認識を新たにしました。

二次会は、一番広い客間に皆で集まってとても盛り上がりました。

原告の方が、「避難生活でつらいのは津島の住民の仲間と話す機会がなくなったこと。訴訟も楽ではないが、ここに来れば仲間と会える、話もできる」と言っていました。そして、二次会でとても楽しそうにみんなで話し、盛り上がっている姿を見て、なるほどと思いました。

## 第6回裁判集会と合宿2日目の報告

弁護士 大木 裕生

【合宿2日目】合宿2日目は、この訴訟で行おうと考えている検証に関することと除染請求に関することが話されました。

まず、検証とは、裁判官たちが、現在の津島地区の様子を確認するために、実際に津島地区の様々な場所に行き、原告の皆さんが受けた被害を目で見て、肌で感じてもらう手続きです。

この手続きにおいて、どこを裁判官に見せるのか、さらにはどのようにして見せるのが一番効果的なのかということが話し合われました。

ここでは、原告の方からは活発な発言があり、参考となるものが多数あり、議論は大変有益なものとなりました。

また、2日目の合宿では、この訴訟で請求している津島地区における除染請求の範囲に関して、一人の弁護士から議題提示があり議論がされました。

議論の中では、除染の対象が山林全体であることを裏付けるため、①野生動物の移動に伴う放射性物質の移動があることや、②水利権や漁業権に関連した山林への人の出入りなどがある事も主張していこうという結論になりました。



ここでも原告の方々からの活発な意見が出され、2日目の議論は終始白熱したものとなりました。

会議に参加された皆さんの、前日における飲み会での寝不足をものともしない白熱ぶりに、原告団・弁護団の士気の高さを再認識した次第です。

【第6回裁判集会について】3月17日に、津島訴訟の第6回期日がありました。

この日の集会は、寒さのせいかな(?)原告の方々のお出席が芳しくなく、残念ながらいつもより小規模なものとなってしまいました。

集会では、裁判所への提出のために作成した、事故前の津島地区の生活を撮影した映像をまとめたDVDを上映したほか、裁判所に弁護団が提出した、書面の内容の説明が行われました。

しかし、この日の出来事はこれだけではありませんでした。

そう!この日は群馬の裁判所における、本件同様の事件に対する判決の言渡し日でもありました。

この判決は、残念ながら原告側に認められた、損害額は低いものでしたが、東電に対する非難性を認めたほか、国の責任をも認めるという画期的な判断がなされました。少なくともこの点は、津島訴訟において追い風になることは間違いない内容です。

集会に参加した原告の方にこのことを伝えた所、自然と拍手が沸き起こりました。さらには、原告の方々顔付きが、ぱっと明るくなったのを鮮明に覚えています。それは、今まで不明確だった訴訟の先の展望が、群馬の判決の報告によって開けたため、安堵の気持ちが湧いたことが理由ではないかと自分は現場で感じました。



集会は、このように、いち早く皆さんに明るいニュースを届けることができる数少ない、重要な場所です。今後、集会への参加を積極的にしてみませんか？



## 原告のことば～第6回原告意見陳述の一部をご紹介します～

### 原告 今野 千代さん \*\*\*

私は、津島診療所の看護師として、昭和49年4月から勤務してきました。津島診療所は、浪江町の中心街から30キロほど離れた山間部に開設された、へき地診療所です。6代目の所長で平成9年から勤務している関根先生は県内の出身、看護師や事務方のスタッフも皆地元です。

私たちは、患者さんだけでなくその家族の構成もわかり、急患の電話で「俺だけど」という声を聞けば誰だかわかるくらい、皆で力を合わせ親身になって勤めておりました。夜中に患者さんから「家の人の具合が悪くなり、困った」との連絡を受けたときは、関根先生と連絡を取り合い、往診に行きます。休日や出勤前にも、寝たきりの患者さんの自宅に立ち寄り、様子を見て「また来るからね」と声を掛けてくることもあります。患者さんたちが気兼ねなく声を掛けてくださるので、看護師として出来る限り患者さんの力になりたいと思い、勤めてきたのです。津島の皆さんも診療所を支えるために「護る会」を作り、周辺の草刈りや環境美化を行い、関根先生と親睦を図り、地域全体で大切に応援してくださいました。私たちと津島の皆さんとは、お互いに支え合いながら、いつしか家族のような関係になっておりました。



私は平成25年3月に定年退職しました。津島診療所で39年も働けたのは、津島の皆さんとの関わり合いの中で、看護師として携わることができ、そのことに喜びを感じてきたからです。皆さんに、津島の地でお礼を言ってから退職したかったです。

津島の皆さんは避難生活でバラバラになり、所在が分からない人もいます。それでも私は、できる限り患者さんに会い、津島にいたころの話をして少しでも笑顔になってもらいたいと、訪ね歩いていきます。「千代ちゃんが来ると嬉しい、元気になる」と言っていた患者さん。私もその患者さんと津島の思い出話をするのを楽しみにしていましたが、もう帰らぬ人となりました。「最期は関根先生と看護婦さんに看取ってほしい」と言っ



いた患者さんは、施設を転々とし新潟の施設で亡くなりました。二本松の葬儀場でやっと会えましたが、やるせない思いでした。患者さんの訃報を新聞で確認し、お別れに行くようにしております。遠方で行けないときは、借り上げ住宅でお詫びしながら手を合わせています。津島だったら、お家に伺ってお別れができたのにと悔やまれてなりません。

あの事故からもう6年が経ちますが、心の苦しみは癒えず増すばかりです。いま思い出すのは、自分の家族のことよりも診療所の患者さんのことです。できることなら、緑豊かな山や満天の星空を眺め、愛する津島で人情深い皆さんとまた暮らしたい。このよ

うな想いで、津島の原告団に加入しました。安全だと言われていた東電の原発で事故が起きたのに、国や東電が事故の責任を認めないことに、私は憤りを感じます。あの素晴らしい津島での生活を取り戻すため、皆で力を合わせて訴え続けます。

## 原告 今野 幸四郎さん ❀❀❀

私は、昭和11年12月10日、津島の赤字木に生まれ、津島で育ちました。

今から20年ぐらい前、津島から40キロほど離れた三春町で酪農をやっている友達の柳沼さんが、三春の滝桜の苗木を育てているという話を聞きました。私は、是非自分のふるさとの津島にも、大好きな三春の滝桜を咲かせたいと思い、柳沼さんが育てた滝桜の苗木をもらい、20年ぐらい前に、津島の自宅近くに植えました。花を咲かせた光景は本当に美しいものです。



私は、自宅の庭だけではなく、津島全体にも綺麗な滝桜を広めたいと思うようになりました。10年ほど前、柳沼さんから滝桜の種をもらうようになりました。毎年、私は、柳沼さんからもらった種を、自分の子供や孫のように大切に育てました。

滝桜は植えて6年ぐらいすると、花を咲かせます。津島に植えた滝桜がちょうど花を咲かせ始めて、やっと津島でもたくさんの滝桜が咲くという春の楽しみができると思っていました。

しかし、震災が起き、原発事故で避難することになってしまったのです。津島に植えた滝桜は、今も、育ての親である私や津島の仲間たちの帰りをじっと待ち続けるかのように、春になると毎年綺麗に咲いています。私は原発事故の後も、種をもらい続け、滝桜の苗木を育てています。

私は、どうしても津島に帰りたい。去年は往復100キロの道を56回津島に帰りました。今年も、すでに津島に15回帰っています。津島の自宅を綺麗にし、滝桜の世話をし、いつでも津島に帰って生活ができるように準備しています。

津島は、私が生まれ育った土地です。私が苦労して土地を耕し酪農をして生活をした土地です。私が大切に滝桜の苗木を育て、植えた土地です。私の歴史そのものが詰まった場所なのです。

放射能に負けずに咲いている私の滝桜を見て、絶対に戻るんだといつも心に誓っています。原発事故がなければ、私達は今も津島で滝桜を楽しむことができたはずです。滝桜を安心して楽しむことのできるふるさと津島を返してください。



私は、津島へ帰ることを絶対に諦めません。津島に帰ることの出来る日まで、滝桜とふるさとを守り続けます。

花は咲くが、まだ帰れない。

### 【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子

弁護団ウェブサイト：<http://www.tsushima-genben.com/>